
令和元年第４回（定例）須恵町議会会議録（第１日）

令和元年１２月６日（金曜日）

議 事 日 程（第１号）

令和元年１２月６日 午前１０時００分開会

- 日程第 １ 会期の決定について
- 日程第 ２ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ３ 町長諸報告
- 日程第 ４ 議会報告
- 日程第 ５ 議案第 73 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 ６ 議案第 74 号 須恵町空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第 ７ 議案第 75 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 ８ 議案第 76 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 ９ 議案第 77 号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 78 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 11 議案第 79 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第５号）
- 日程第 12 議案第 80 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 13 議案第 81 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 14 議案第 82 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 15 議案第 83 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第１号）
- 日程第 16 議案第 84 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制
定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 １ 会期の決定について
- 日程第 ２ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ３ 町長諸報告
- 日程第 ４ 議会報告
- 日程第 ５ 議案第 73 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 ６ 議案第 74 号 須恵町空家等対策協議会条例の制定について

- 日程第 7 議案第 7 5 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 6 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 7 号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 8 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 11 議案第 7 9 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 8 0 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 8 1 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 8 2 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 8 3 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 8 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都市整備課長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管理担当課長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社会教育課長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

令和元年もことし最後となりましたので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めます。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年第4回須恵町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和元年第4回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月29日午前10時及び本日午前9時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議、検討をいたしました。

今回、提出された議案は、追加議案を含め12件で、補正予算5件、条例制定3件、条例改正3件、工事請負契約の変更1件でございます。

ほかに町長諸報告4件、閉会中の組合議会報告1件で、委員会付託につきましては、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会9件、文教厚生委員会2件でございます。会議は、本日12月6日から13日までの8日間としております。

本日、当初本会議終了後に校区活性化推進特別委員会を開催いたします。

9日午前10時より予算審査特別委員会、終了後、地方創生推進事業特別委員会、10日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、11日、各常任委員会、13日、最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月13日までの8日間といたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

12月定例議会を招集しましたところ、議員各位全員参加のもと初日を迎えられました。感謝申し上げます。

町長諸報告に入ります前に、一言謝罪と申しますか、陳謝したいことがありまして、実は、今週の月曜日に読売新聞のほうで報道がなされ、また翌日、教育委員会のほうが記者会見する運びになりました須恵中学校校長が、昨年の修学旅行で飲酒をしていたということに對しまして、町民の方々、議員各位に大変なる御迷惑をかけましたこと、ここで深く陳謝申し上げます。

この件につきましては、全員協議会並びに担当委員会のほうで詳しく説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、町長諸報告を申し上げます。

人事院勧告に伴う給与等改正について

まず初めに、人事院勧告に伴う給与等改正についてでございます。

人事院勧告に伴う給与改正について、人事院は令和元年8月7日、国家公務員の給与改定について国会及び内閣に勧告をいたしており、政府は10月の11日に人事院勧告のとおり実施することを閣議決定しております。

第200回臨時国会において、人事院勧告に基づいた国家公務員の給与に関する改正が審議されております。改正法の成立に基づいた町議会議員報酬、特別職報酬、一般職の給与条例の改正の提出が当町の12月議会に間に合いませんでしたので、次の議会、いわゆる臨時会か定例会、定例会ですと3月ということになりますが、提出させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

アビスパ福岡フレンドリータウン協定について

次に、アビスパ福岡フレンドリータウン協定についてでございます。

須恵町が推進する「地域活性化とスポーツ文化の振興」並びにアビスパ福岡の基本理念である「地域に根差したスポーツクラブ」を実現するために、相互に協力し、友好関係を保持することを目的に、アビスパ福岡株式会社と11月16日土曜日、レベルファイブスタジアムで、フレンドリータウンに関する協定を締結いたしました。

今後、糟屋地区全ての市町がフレンドリータウンの契約締結し、糟屋地区を挙げて、アビスパ

福岡を応援することとなります。

また、試合開催時において、須恵町応援デーが設定され、町のPRや物産品の販売も可能となります。

サッカーを通じて須恵町とアビスパ福岡とが連携し協力し合って、スポーツ振興や地域の活性化の向上に努めていきたいと考えておりますので、御協力賜りますようお願いいたします。

KBC（九州朝日放送株式会社）との防災パートナーシップについて

次に、KBC（九州朝日放送株式会社）との防災パートナーシップについてでございます。

令和元年10月に九州朝日放送株式会社から、防災パートナーシップに関する協定の締結について御提案をいただき、協議を重ねてまいりました。

協定の内容につきましては、本町において災害が発生、または発生するおそれがある場合において、九州朝日放送の協力を得て、迅速に災害・防災に関する情報を町民に周知することにより、災害被害の軽減を図り、町民の安全の確保に努めるものとなっております。

また、平常時においては、町が実施する町民への災害予防対策のため、災害映像の提供など、地域防災対策の強化を図るものでございます。締結式を12月の4日水曜日に本庁庁舎内でとり行いました。

今後も防災・危機管理対策に取り組むとともに、災害等による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、災害応急対策や災害復旧などに御協力いただける民間団体や企業等との各種防災協定の締結を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

「次年度の運動会・体育会の土曜日開催」について

最後に、「次年度の運動会・体育会の土曜日開催」についてでございます。

須恵町立小中学校における令和2年度の運動会並びに体育会の土曜日開催について御説明申し上げます。

運動会・体育会の開催については、糟屋地区を見ますと、宇美町・須恵町以外の6市町全ては土曜日の開催となっております。

このことから、本年度4月の須恵町立小中学校校長会で土曜日開催について協議したところ、全員一致で次年度の運動会・体育会を土曜日に開催することの希望を確認できました。

小中学校の運動会・体育会を土曜日に開催する理由は、次の3点でございます。

1点目は、子どもたちの連続出校が6日間で抑えられ、子どもたちの体力的な負担が軽減されます。また、暑さ対策も考慮できるということです。

日曜日開催であれば、連続出校7日目に運動会・体育会本番となり、子どもたちにとっても負担が大きゅうございます。

2点目は、雨天順延になった場合に、日曜日に運動会・体育会を開催できるという利点がございます。

3点目は、土曜日開催すると振替休日が1日だけとなり、授業時数を確保することができます。これらの内容を受け、町PTA連絡協議会総会で校長が説明をした後、各小中学校でPTA役員との懇談を重ね、各小中学校で次年度の意向を確認しております。

そして、町PTA連絡協議会役員会も土曜日開催の意向を確認し、本年7月に小学校1年生から中学校2年生までの全ての保護者に、次年度の運動会・体育会の土曜日開催に関するアンケートを実施いたしました。

その結果、全ての小中学校でアンケート回収率が70%を超え、その回収したアンケートを集約したところ、小中学校全体で85.3%の保護者に、次年度の運動会・体育会の土曜日開催に賛同をいただきました。

この結果をもとに、教育委員会に諮り、教育委員会においても了承していただいているところでございます。

子どもの体力的な負担軽減を第一に考えた、次年度の運動会・体育会の土曜日開催への御協力・御理解、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、議案のときにあわせて質問をお願いいたします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に、粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。

令和元年10月30日木曜日に開催されました第4回臨時会について御報告いたします。

日程第4、議案第20号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、粕屋南部消防組合識見監査委員、川上正俊氏の任期満了に伴う後任委員の選任について、議会の同意を求めるもので、宇美町の藤野莞嗣氏が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細は、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、

報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入ります。

日程第5. 議案第73号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

これは、新たに導入される会計年度任用職員制度に対応するため、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。

2ページから5ページに改め文を、6ページから17ページに新旧対照表をつけております。

改正する条例は、須恵町公民館条例の一部改正外11の条例です。

5ページをお願いします。

附則第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

また、第2項で経過措置として、第4条の規定による改正後の条例の第5条の規定は、この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害、または通勤による災害に係る補償について適用するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第73号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 6. 議案第 7 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 7 4 号須恵町空家等対策協議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） おはようございます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 4 号須恵町空家等対策協議会条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、須恵町空家等対策協議会を設置し、必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いいたします。

第 1 条に設置の根拠法令を、第 2 条に協議内容を、第 3 条に協議会委員についてを、第 4 条に会議の開催についてを、第 5 条に関係者の出席等についてを、第 6 条に担当庶務を定めています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 7 4 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 4 号須恵町空家等対策協議会条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 7 5 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 7 5 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 5 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方税法第 4 1 6 条第 3 項または第 4 1 9 条第 8 項の規定による公示する期間の固定資産税課税台帳等閲覧手数料を免除するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

3 ページの新旧対照表で説明いたします。

別表第2条関係、諸税及び公課に関する証明書の交付が、改正後のように変更、追加されるものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第75号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第76号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第76号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、一般廃棄物処理手数料について、消費税相当分の取り扱い要領が記載されていないので提案するものです。

2 ページは、改め文で、3 ページの新旧対照表で説明いたします。

第12条の文の最後に、「ただし、手数料には消費税相当分が含まれるものとする」を加えるものです。

2 ページに戻っていただいて、附則で、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第76号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第77号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） おはようございます。議案書は1ページでございます。

議案第77号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた額の改定を行うこととし、令和2年4月1日に施行されることに伴い当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

議案書は2ページをお願いします。改め文です。

主な改正内容につきましては、現状の適正化を図るため平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準変動等を踏まえた改定を行うことと、第1条中、第39条第2項の次に「法第91条第2項において準用する場合を含む」を加える。

これは道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間においても同様に適用するということであり、第2条第1号中「計算する」を「計算し占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、または、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する」に改めます。

議案書6ページをお願いします。

新旧対照表で御説明いたします。先ほど申し上げましたように、第1条中、第39条第2項の後に下線部を加え、第2条第1号中、「計算する」を下線部に改めます。

改定占用料の詳細につきましては、議案書9ページから11ページの別表、新旧対照表を御参照ください。

議案書2ページに戻っていただいて、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、町の貴重な財源になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 77 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第 77 号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 10. 議案第 78 号

○議長（松山 力弥） 日程第 10、議案第 78 号工事請負契約の変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は 1 ページでございます。

議案第 78 号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第 1 条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、庁舎非常用電源設備等改修工事。請負金額、変更前「1 億 6 9 2 万円」を変更後「1 億 8 9 0 万円」に、1 9 8 万円増額するものです。これは、消費税増税分の増額でございます。その他契約内容については、変更はありません。

1 1 月 1 日に仮契約を締結し、本議会で議決をいただければ、提出日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 78 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 78 号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 11. 議案第 79 号

○議長（松山 力弥） 日程第 11、議案第 79 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 79 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,332万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億4,711万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条で、債務負担行為の追加は、「第2表、債務負担行為補正」によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。

8款2項子ども・子育て支援臨時交付金9,150万2,000円の増額補正は、幼児教育無償化のため初年度に対する経費を国が負担するものです。

13款1項国庫負担金1,332万8,000円の増額補正、14款1項県負担金666万4,000円の増額補正は、認可外保育施設未移行幼稚園の施設利用に関する給付制度、子育てのための施設等利用給付費負担金です。国、県それぞれの負担割合で交付されます。

2項県補助金968万7,000円の増額補正は、子ども医療費、重度障がい者医療費の補助金が主なものでございます。

17款1項繰入金7,900万円の減額補正は、財政調整基金繰入金で、歳入増による収支調整でございます。

続いて、3ページ、歳出でございます。今回の補正は、各費目において異動に伴う職員人件費の増減補正を行っております。

主な補正といたしまして、2款1項総務管理費263万5,000円の減額補正は、パソコンのOS、オペレーティングシステムのサポート終了により新たなOSに対応するキャドシステムの導入委託料331万4,000円を補正しておりますが、全体では職員人件費減のため減額の補正となっております。

2項徴税費の108万9,000円の減額補正、3項戸籍住民基本台帳費の353万3,000円の増額補正は、主に人件費の補正でございます。

3款1項社会福祉費5,744万7,000円の増額補正は、職員人件費に350万1,000円の減額補正、重度障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費を支払い見込みにより

700万円増額補正しております。

後期高齢者医療療養給付費負担金を広域連合からの通知額により2,467万2,000円を増額補正し、障害者自立支援給付医療給付事業として支払い見込みにより3,200万円の増額補正を行っております。

2項児童福祉費2,467万9,000円の増額補正は、職員人件費860万7,000円の増額補正、児童手当を対象者の増により478万円、子ども医療費を支支払い見込みにより1,200万円の増額補正を行っております。

4項国民年金事務取扱費174万8,000円の減額補正、4款1項保健衛生費551万9,000円の増額補正は、人件費の補正が主でございます。

2項清掃費4,427万3,000円の減額補正は、須恵町外二ヶ町清掃組合の会計に前年度繰越金が算入されたことに伴い、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が減額したものです。

7款1項商工費262万9,000円の減額補正、8款1項土木管理費130万4,000円の減額補正は、人件費の減額でございます。

10款2項小学校費1,244万7,000円の増額補正は、各小学校の光熱水費の支払い見込み額及び施設改修費として997万9,000円を、それと第一小学校児童のリズムダンス全国大会出場補助金として244万4,000円を補正しております。

4項幼稚園費692万4,000円の減額補正、5項社会教育費152万8,000円の減額補正は、主に人件費の減額です。

続いて、5ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」、1、追加でございます。消耗品費限度額375万4,000円、公用自動車損害保険料限度額155万4,000円、燃料費限度額436万3,000円、ごみ袋製作費限度額2,266万9,000円、期間はどちらとも令和元年度から令和2年度までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第79号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第 1 2. 議案第 8 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 8 0 号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 0 号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は予算書における年度表記については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成 3 2 年度以降も同様といたします。

令和元年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 3 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 1 億 2, 9 3 6 万円とするものです。

第 2 項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

次の 2 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3 款国庫支出金 9 1 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、歳出のオンライン視覚確認システム改修委託料についての国庫補助金です。

5 款繰入金 6 0 万 6, 0 0 0 円の減額補正は、給与費等繰入金の減額によるものです。

6 款繰越金 1 0 5 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、収支調整のための前年度繰越金でございます。続いて 3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費 9 0 万円の増額補正です。1 項総務管理費 3 0 万 9, 0 0 0 円は、職員の人事異動に伴います人件費の減額と、オンラインシステム改修委託料の増額、2 項徴税費 5 9 万 1, 0 0 0 円は、催告書郵送料の増額と収納対策アドバイザー派遣のための負担金の増額補正でございます。

6 款保健事業費 1 0 万円の増額補正は、2 項特定健康診査等事業費の役務費、受診勧奨通知郵送料の増額補正でございます。

8 款諸支出金 3 6 万円の増額補正は、保険税還付金不足による増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 0 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 0 号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 3. 議案第 8 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 3、議案第 8 1 号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 1 号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は予算書における年度表記については「平成 3 1 年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成 3 2 年度以降も同様とする。

令和元年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3 8 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 5, 0 1 6 万 1, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

今回の補正は、職員の人事異動に伴います人件費に関連する補正を行っております。

次の 2 ページをお願いいたします。

歳入です。

3 款 1 項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金 3 8 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正を行っています。

次に、歳出、3ページでございます。

1款1項総務管理費、職員人件費383万9,000円を減額補正しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第82号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第82号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ259万8,000円を追加し、総額を11億1,959万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

6款1項繰越金、補正額259万8,000円は、収支調整により増額するものでございます。

3ページをお願いします。

歳出です。

1 款 1 項総務管理費、補正額 8 4 万 5, 0 0 0 円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額と負担金補助及び交付金の増額でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額 3 4 4 万 3, 0 0 0 円の増額は、人事異動に伴う人件費と公共枿設置増に伴う工事請負費の増額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 2 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 5. 議案第 8 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 5、議案第 8 3 号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 8 3 号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 1 ページをお願いします。

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は「平成 3 1 年度水道事業会計予算」の名称を「令和元年度水道事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成 3 2 年度以降も同様とする。

第 1 条、令和元年度須恵町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出。

第 1 款第 1 項営業費用、補正額 3 5 2 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。主なものは、人事異動に伴う人件費の増、労務単価の改定に伴う補償費等の増、同じく労務単価の上昇に伴う浄水場のろ過砂入れかえ業務委託料の増額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 3 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 3 号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 6．議案第 8 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 6、議案第 8 4 号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 4 号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、教員の不祥事に際し、教育長の福岡県教育委員会の報告不備及び同長の任免権者としての責任を鑑み、町長及び教育長の給料の減額をするため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いいたします。

町長及び教育長の給料月額について、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間、条例の規定により支給される額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とするものです。

附則で、この条例は第 1 項で令和 2 年 1 月 1 日から施行するとし、第 2 項でこの条例は施行日に在職する町長及び教育長について適用するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 4 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 4 号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月10日午前9時から行います。

なお、本会議終了後、校区活性化推進特別委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御集合お願いいたします。

本日は、これにて散会します。

午前10時52分散会
